\mathcal{Q}_1

責任を負うべきか否かの 企業が契約責任や雇用

「不可抗力」が一つの基準になる 基準はどこにありますか。

責任を負うことが原則になる。 ないが、他方で、人災の場合には は「不可抗力」として責任を負わ 非常に重要であり、天災の場合に には、天災か人災かという区分が 責任を負わない。つまり、法律的 事由がない限り、契約責任や雇用 準になる。 企業は自社に過失や帰責 「不可抗力」が一つの基 原則として、

Majeure (フォース・マジュール) J 原則であるからだ。 ない者は法的責任を負わないのが 法律の世界では過失 (落ち度) の の支配の及ばない事象によって契 といい、天変地異など契約当事者 者は債務不履行責任を負わない 「不可抗力」の場合には、契約当事 約義務を履行できない場合を指す。

「不可抗力」とは、英語で「Force

であるかが明確でない場合が多い 地震」は間違いなく「不可抗力」 しかしながら、何が「不可抗力」

> 損害であっても「不可抗力」とい てスムースに法的判断がなされる で「地震」により引き起こされた に該当し、法的責任の有無につい さんあることに驚く。 えるかどうか不明確な事例がたく ものと思われるが、今回の大震災

罰則が科されるので「不可抗力」 能汚染で政府の退避命令 (違反は う因果関係の流れであるが、放射 島第一原発損傷→放射能汚染とい とされる)が出ている地域であれ 例えば今回は、地震→津波→福

> 業が自主的に判断して工場を閉鎖 えるかどうか問題となる。また企 避勧告の場合は「不可抗力」とい いては後で詳しく述べたい。かどうか問題となる。これらにつ ば「不可抗力」になるが、自主退 した場合も「不可抗力」といえる



納期遅延などの情報開示は

正確かつタイムリーに。

の調達が間に合わないた め納期が遅れるなどの情 製品の供給情報(材料

うか。また、法的な責任を負わな れでも顧客へは伝えるべきでしょ キャンセルされてしまいます。そ 遅れがわかっていても通知すれば 囲で開示すべきでしょうか。納期 いためにはどうすべきでしょうか。 報)は、どのタイミングでどの範

THE MILLION

な情報をタイムリ な責任を回避するためには、正確 可能性がある。したがって、法的 の損害を賠償する責任が発生する えることが必要である り、それによって発生した取引先 に契約上の義務違反にな て通知しなければ、当然 納期遅れがわかってい ーに取引先へ伝

 Q_3

調達先を切り替える場合に法的に 注意する点は何でしょうか。 にどうすればよいですか。また、 ほしい」と言われた場合 れば復旧するので待って 調達先から「八カ月あ

事前確認と契約上で義務明記を行 続しつつ)、他方で新しい調達先 続を行い(あるいは基本契約は継 調達先と円満な基本契約の解約手 営判断が必要になる。調達先を切 替えることを考えているのか、経 これを機会に新しい調達先へ切り うことが必要である。 が適切に合意・履行されるように シロロ (quality, cost, delivery) り替える場合の留意点は、現在の を続けていきたい を探して対応し、長期的 には現在の調達先と取引 とりあえず代替調達先 のか、あるいは、



まで責任を負いますか。また、 遅れてしまった場合は、 売主は買主に対してどこ 工場が被災して納期が

災害後の法務リスクをチェックする!

復興を祈念申しあげます により被災された皆様にお悔やみ 申しあげるとともに、一刻も早い 最初に、この度の東日本大震災

ていても不可抗力宣言することが あらかじめ規定するためには、ど は、自社に有利に不可抗力条項を 約書上に不可抗力条項が規定され とはできないのか、あるいは、契 契約書上に不可抗力条項を謳って 抗力(Force Majeure)」の場合には、 また、不可抗力条項を規定すべき できない場合はあるのか。さらに ている。このようないわゆる「不可 歴史上最大規模の被害が報道され 々と出てくる。 でない場合とはどのような場合か のような書き方をすべきであるか。 いなければ不可抗力宣言をするこ 今回の東日本大震災では日本の など企業に関する法律問題が次

Q&A形式で実務上の対応を検討 く企業に関する法律問題に対して、 本稿では「不可抗力」を取り

会社法務A2Z 2011.9

会社法務A2Z 2011.9 8

顕在化することが予想される。 見える被害に隠れていた法務問題が今後 た作業も本格化する中で、これまで目に の発生から五カ月が経過し、復興に向け 東日本大震災(以下「本震災」という)

説するものである。 法務という視点から最新の情報を基に解 実務に関連するポイントについて、企業 本稿は、それらの法務問題のうち登記

期間・期日関係

べき期間が法定されている(会社法95条あり、一定の場合については、登記をす 1項、不動産登記法37条1項等)。 産についての重要事項を公示するもので 取引の主体である法人や客体となる不動 登記制度は、取引の安全を図るために、

また、商業登記においては、役員の任

司法書士 早川将和

今回の大震災における登記実務について、主に企業に関連するポイントを解説。

株式会社において、取締役の任期は「選

(注1)「東日本大震災に伴う商業・法人登記事務に係る過料事件の取扱いについて(依命通知)」 平成23年6月2日民商1268号 (注2) 法務省「東日本大震災により登記の申請をすべき期間に登記の申請ができなかった場合について」

(注3) 昭和38年5月18日民甲1356号民事局長回答。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00064.html

37条1項、47条1項等)。

不動産表示登記の登記期間を徒過した

の時まで」と規定されており

(会社法332

最終のものに関する定時株主総会の終結 任後二年以内に終了する事業年度のうち

記をしなければならない(不動産登記法 には、原則として一カ月以内に変更の登 登記期間も存在しない。一方、

、不動産表

(3) 定時株主総会の開催遅延と

示登記は、登記事項に変更が生じた場合

抗要件であって登記義務もないことから、

不動産権利登記は、基本的に第三者対

ている(注2)。

られるときには、その対象としないとし によってその申請が困難であったと認め 間の徒過による過料についても、本震災 では、平成二三年七月一日以降の登記期 処せられないこととされるほか、法務省 り、平成二三年六月三〇日まで過料には に、権利利益保全法4条1項の規定によ 場合についても、商業登記の場合と同様

(2) 不動産表示登記の登記期間

条1項)、この措置をさらに拡充するも こととされていたが(権利利益保全法4 は、平成二三年六月三〇日まで免責する

のである。

する特定非常災害に指定されたことによ

登記期間の徒過による過料について

(注4) 山川都資ほか「東日本大震災に伴う商業登記の実務に関するQ&A」(商事法務1933号、2011年) 10頁。

開催される限り、役員等の任期はそのかった場合でも、相当な期間内にこれ 時株主総会の終結の時までとなるも 総会を定款所定の時期までに開催できな

災害後の法務リスクをチェックする

期の満了時とする点は、取締役と同様で 違いはあっても定時株主総会の終結を任 条1項)、他の役員等についても、年数の

催時期に定時株主総会を開催しなかった 場合には、当該総会の終結の時に任期満 時期を定めている会社が、定款所定の開 本震災によって定時株主総会を開催でき 場合には、この取扱いで問題はないが、 任期満了により退任するものとされてい 主総会が開催されるべき期間の満了日に 了となるべき役員は、定款所定の定時株 いつ満了するのかという点が問題となる。 一般的には定款に定時株主総会の開催 役員等の任期が

用すべきではないと解される(注4)。 延期せざるを得ない場合にまでこれを適 実上、任期を延長しうることは相当でな 遅滞し、または行わないことにより、 ない事情によって定時株主総会の開催を いという趣旨であり、天災等のやむを得 したがって、本震災によって定時株主 事 期等、期日・期間が問題となる場面も少

(1) 商業登記の登記期間

社法95条1項)。 をしなければならない一方、 が生じた場合には、速やかに変更の登記 示するものであり、それらの事項に変更 て二週間の登記期間が設けられている(会 る会社の事務負担も考慮して、原則とし る会社の根幹とも言うべき重要事項を 商業登記制度は、各種取引 申請人とな の主体と 公

申請の遅延が、本震災を原因とするもの 場合でも、申請書の記載から、当該登記 記期間を経過した後に登記申請があっ 請人等には酷と言える。 引の安全を考慮してもなお、被災した申 合にまでこの登記期間を強いるのは、 在のように、およそ平時とは言い難い場 を図る意味で妥当な期間と言えるが、 申請人の事務負担と取引の安全との調和 これらのことを考慮して法務省では「登 二週間の登記期間は、平時においては、 取 現

災害の被害者の権利利益の保全等を図る 利利益保全法」という) 2条1項に規定 ための特別措置に関する法律(以下「権 ととした (注1)。 きには、過料を科さない措置をとる」こ これまでの間も、本震災が、 特定非常

であることが判明もしくは推認されると

る (注3)。 ないような会社の場合、 ある (同法38条1項、38条1項等)。 これは、不当に定時株主総会の開催を 定時株主総会が通常どおり開催される

15 会社法務A2Z 2011.9